



一住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）一

事 項	内 容
住宅の階数	地上 [ 階] 地下 [ 階]
住宅の面積	建築面積 [ m <sup>2</sup> ] 延べ面積 [ m <sup>2</sup> ]
住宅の構造	[ 造] 一部 [ 造]

一必須項目一

項 目	結 果	
1.構造の安定に関する こと	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
		3 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		3 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		2 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	1-3 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	1-4 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	□該当区域以外	
1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法	
	□地盤の許容応力度 [ kN/m <sup>2</sup> ] □杭の許容支持力 [ kN/本] 地盤調査方法等 [ ]	
1-6 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長	
	□直接基礎 構造方法 [ ] 形式 [ ] □杭基礎 杭種 [ ] 杭径 [ cm] 杭長 [ m]	
2.火災時の安全に関する こと	2-1 感知警報装置設置等級 (自住房火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2 評価対象住戸において発生した火災のうち、台所及び1以上の居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		1 その他
	2-4 脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策
		□直通階段に直接通ずるバルコニー □隣戸に通ずるバルコニー □避難器具 [ ] □その他 [ ]
	2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ
		3 火炎を遮る時間が60分相当以上
		2 火炎を遮る時間が20分相当以上
	1 その他	
2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火熱を遮る時間の長さ	
	4 火熱を遮る時間が60分相当以上	
	3 火熱を遮る時間が45分相当以上	
	2 火熱を遮る時間が20分相当以上	
	1 その他	
□該当なし		

項 目		結 果			
3.劣化の軽減に関する こと	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度			
		3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている		
		2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている		
		1	建築基準法に定める対策が講じられている		
4.維持管理への配慮に関する こと	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)  □該当なし	専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度			
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている		
		1	その他		
5.温熱環境に関する こと	5-1 省エネルギー対策 等級	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度			
		地域区分 [Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ]			
		4	エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主の判断の基準に相当する程度)が講じられている		
		3	エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている		
		2	エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている		
		1	その他		
6.空気環境に関する こと	6-1 ホルムアルデヒド 対策(内装及び天井裏等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 □製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する □特定建材を使用する □その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)			
		ホルムアルデヒド発 散等級  □該当なし (内装) □該当なし (天井裏等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ		
			内装	天井裏等	
			3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
	2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)		
	1	—	その他		
	6-2 換気対策	室内空气中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策			
		居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策 □機械換気設備 □その他 [ ]		
		局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策 便所：□機械換気設備 □換気のできる窓 □なし 浴室：□機械換気設備 □換気のできる窓 □なし 台所：□機械換気設備 □換気のできる窓 □なし		
	7.光・視環境に関する こと	7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率：[ ]%以上]		
7-2 方位別開口比		居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北：[ ] 東：[ ] 南：[ ] 西：[ ] 真上：[ ]			
9.高齢者等への配慮に関する こと	9-1 高齢者等配慮対策 等級 (専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度			
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている				

—選択項目—

項 目		結 果			
8.音環境に関すること	8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度			
		北	東	南	西
		3	3	3	3
		特に優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格の $R_{m(1/3)}-25$ 相当以上）が確保されている程度			
		優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格の $R_{m(1/3)}-20$ 相当以上）が確保されている程度			
<input type="checkbox"/> 北	該当なし	2	2	2	2
<input type="checkbox"/> 東	該当なし	2	2	2	2
<input type="checkbox"/> 南	該当なし	1	1	1	1
<input type="checkbox"/> 西	該当なし	1	1	1	1
				その他	

建設住宅性能評価書のイメージ  
(一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第5条第1項に基づく

# 建設住宅性能評価書

(一戸建ての住宅(新築住宅))

(申請者の住所)  
\_\_\_\_\_(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 平成16年4月1日国土交通省告示第422号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

〔なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。〕

記

- |           |          |       |
|-----------|----------|-------|
| 1. 建築主    | (氏名又は名称) | (連絡先) |
| 2. 設計者    | (氏名又は名称) | (連絡先) |
| 3. 工事施工者  | (氏名又は名称) | (連絡先) |
| 4. 工事監理者  | (氏名又は名称) | (連絡先) |
| 5. 住宅の名称  |          |       |
| 6. 住宅の所在地 |          |       |

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
指定住宅性能評価機関名			
機関指定番号			
評価員氏名	印		

一住宅に関する基本的な事項一

工事監理報告書、施工状況報告書及び目視又は計測等により確認したものである

事 項	内 容
住宅の階数	地上 [ 階] 地下 [ 階]
住宅の面積	建築面積 [ m <sup>2</sup> ] 延べ面積 [ m <sup>2</sup> ]
住宅の構造	[ 造] 一部 [ 造]

一必須項目一

項 目	結 果		
1.構造の安定に関する こと	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ	
	3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
		2	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		1	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
	3	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度	
		2	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
		1	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	1-3 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
	2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度	
		1	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	1-4 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
	2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度	
		1	極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	□該当区域以外		
	1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法	
	□地盤の許容応力度 [ kN/m <sup>2</sup> ] □杭の許容支持力 [ kN/本]		
	地盤調査方法等 [ ]		
1-6 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長		
□直接基礎 構造方法 [ ] 形式 [ ]			
□杭基礎 杭種 [ ] 杭径 [ cm] 杭長 [ m]			
2.火災時の安全に関する こと	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
	4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている	
		3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2	評価対象住戸において発生した火災のうち、台所及び1以上の居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		1	その他
	2-4 脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	
	□直通階段に直接通するバルコニー □隣戸に通するバルコニー		
	□避難器具 [ ] □その他 [ ]		
	2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ	
	3	火災を遮る時間が60分相当以上	
2		火災を遮る時間が20分相当以上	
1		その他	
2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火熱を遮る時間の長さ		
4	火熱を遮る時間が60分相当以上		
	3	火熱を遮る時間が45分相当以上	
	2	火熱を遮る時間が20分相当以上	
□該当なし			
1		その他	

項 目		結 果			
3.劣化の軽減に関する こと	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度			
		3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている		
		2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている		
		1	建築基準法に定める対策が講じられている		
4.維持管理への配慮に関する こと	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)  □該当なし	専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度			
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている		
		1	その他		
5.温熱環境に関する こと	5-1 省エネルギー対策 等級	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度 地域区分 [Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ]			
		4	エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主の判断の基準に相当する程度)が講じられている		
		3	エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている		
		2	エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている		
		1	その他		
6.空気環境に関する こと	6-1 ホルムアルデヒド 対策(内装及び天井裏 等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 □製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する □特定建材を使用する □その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)			
		ホルムアルデヒド発 散等級  □該当なし (内装) □該当なし (天井裏等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ		
			内装	天井裏等	
			3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
	2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)		
	1	—	その他		
	6-2 換気対策	室内空气中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策			
		居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策 □機械換気設備 □その他 [ ]		
		局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策		
	便所: □機械換気設備 □換気のできる窓 □なし 浴室: □機械換気設備 □換気のできる窓 □なし 台所: □機械換気設備 □換気のできる窓 □なし				
	7.光・視環 境に関する こと	7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率: [ ] %以上		
7-2 方位別開口比		居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率			
		北: [ ] 東: [ ] 南: [ ] 西: [ ] 真上: [ ]			
9.高齢者等 への配慮に に関する こと	9-1 高齢者等配慮対策 等級 (専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度			
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
		1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		



— 選択項目（8-4 透過損失等級(外壁開口部)） —

項 目		結 果				
8.音環境に関すること	8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度				
		北	東	南	西	
		3	3	3	3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格の $R_{m(1/3)}-25$ 相当以上）が確保されている程度
	<input type="checkbox"/> 北 該当なし <input type="checkbox"/> 東 該当なし	2	2	2	2	優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格の $R_{m(1/3)}-20$ 相当以上）が確保されている程度
	<input type="checkbox"/> 南 該当なし <input type="checkbox"/> 西 該当なし	1	1	1	1	その他

評価書交付番号	—	—	—
---------	---	---	---



—住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）—

事 項	内 容
住宅の階数	地上 [ 階] 地下 [ 階]
住宅の面積	建築面積 [ m <sup>2</sup> ] 延べ面積 [ m <sup>2</sup> ]
住宅の構造	[ 造] 一部 [ 造]

—必須項目（住棟）—

項 目	結 果				
1. 構造の安定に関する こと	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防 止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 3 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの）の 1.5 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの）の 1.25 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度			
	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 3 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの）の 1.5 倍の力に対して損傷を生じない程度 2 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの）の 1.25 倍の力に対して損傷を生じない程度 1 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度			
	1-3 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ 2 極めて稀に（500 年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第 87 条に定めるものの 1.6 倍）の 1.2 倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の 1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度 1 極めて稀に（500 年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第 87 条に定めるものの 1.6 倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度			
	1-4 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ 2 極めて稀に（500 年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第 86 条に定めるものの 1.4 倍）の 1.2 倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の 1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度 1 極めて稀に（500 年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第 86 条に定めるものの 1.4 倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度			
	□該当区域以外				
	1-5 地盤又は杭の許容 支持力等及びその設定 方法	地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 □地盤の許容応力度 [ kN/m <sup>2</sup> ] □杭の許容支持力 [ kN/本] 地盤調査方法等 [ ]			
	1-6 基礎の構造方法 及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 □直接基礎 構造方法 [ ] 形式 [ ] □杭基礎 杭種 [ ] 杭径 [ cm] 杭長 [ m]			
	2. 火災時の 安全に関する こと	2-5 耐火等級 (延焼のおそれの ある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ 3 火災を遮る時間が 60 分相当以上 2 火災を遮る時間が 20 分相当以上 1 その他		
		2-6 耐火等級 (延焼のおそれの ある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火熱を遮る時間の長さ 4 火熱を遮る時間が 60 分相当以上 3 火熱を遮る時間が 45 分相当以上 2 火熱を遮る時間が 20 分相当以上 1 その他		
		□該当なし			
		3. 劣化の軽減に関する こと	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で 3 世代（おおむね 75～90 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で 2 世代（おおむね 50～60 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている	
			4. 維持管理 への配慮に 関すること	4-2 維持管理対策等 級 (共用配管)	共用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 3 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている 1 その他
				□該当なし	



項 目		結 果		
6.空気環境に関する こと	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策		
		<input type="checkbox"/> 製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する <input type="checkbox"/> 特定建材を使用する <input type="checkbox"/> その他の建材を使用する （結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。）		
	ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ		
		内装	天井裏等	
		3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない （日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上）
		2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない （日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上）
	<input type="checkbox"/> 該当なし（内装）	1	—	その他
	<input type="checkbox"/> 該当なし（天井裏等）			
	6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策		
	居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策		
	<input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> その他 [            ]			
局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策			
<input type="checkbox"/> 便所 該当なし	便所： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし			
<input type="checkbox"/> 浴室 該当なし	浴室： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし			
<input type="checkbox"/> 台所 該当なし	台所： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし			
7.光・視環境に関する こと	7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合		
		単純開口率：[        %以上]		
	7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率		
		北：[            ] 東：[            ] 南：[            ] 西：[            ] 真上：[            ]		
9.高齢者等への配慮に関する こと	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている	
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている	
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
		1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている	
	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている	
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている	
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている	
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
		<input type="checkbox"/> 該当なし	1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている

— 選択項目（各住戸） —

項 目		結 果				
8.音環境に関すること	8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断する対策				
	重量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度				
		上階		下階		
		最高	最低	最高	最低	
		5	5	5	5	
		4	4	4	4	
		3	3	3	3	
	□該当なし(上階) □該当なし(下階)	2	2	2	2	
		1	1	1	1	
	相当スラブ厚(重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ				
		上階	最高	□27cm以上 □20cm以上 □15cm以上 □11cm以上 □その他		
			最低	□27cm以上 □20cm以上 □15cm以上 □11cm以上 □その他		
		下階	最高	□27cm以上 □20cm以上 □15cm以上 □11cm以上 □その他		
	最低		□27cm以上 □20cm以上 □15cm以上 □11cm以上 □その他			
	□該当なし(上階) □該当なし(下階)					
8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断する対策					
軽量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度					
	上階		下階			
	最高	最低	最高	最低		
	5	5	5	5		
	4	4	4	4		
	3	3	3	3		
□該当なし(上階) □該当なし(下階)	2	2	2	2		
	1	1	1	1		
軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）の低減の程度					
	上階	最高	□30dB以上 □25dB以上 □20dB以上 □15dB以上 □その他			
		最低	□30dB以上 □25dB以上 □20dB以上 □15dB以上 □その他			
	下階	最高	□30dB以上 □25dB以上 □20dB以上 □15dB以上 □その他			
最低		□30dB以上 □25dB以上 □20dB以上 □15dB以上 □その他				
□該当なし(上階) □該当なし(下階)						
8-3 透過損失等級(界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度					
□該当なし	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格の $R_f$ -55 等級相当以上）が確保されている程度				
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格の $R_f$ -50 等級相当以上）が確保されている程度				
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格の $R_f$ -45 等級相当以上）が確保されている程度				
	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度				
8-4 透過損失等級(外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度					
□北 該当なし □東 該当なし □南 該当なし □西 該当なし	北	東	南	西		
	3	3	3	3		
	2	2	2	2		
	1	1	1	1		

建設住宅性能評価書のイメージ  
(共同住宅等の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第5条第1項に基づく

# 建設住宅性能評価書

(共同住宅等(新築住宅))

(申請者の住所)

\_\_\_\_\_  
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 平成16年4月1日国土交通省告示第422号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

〔なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、  
時間経過による変化がないことを保証するものではありません。〕

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 工事施工者 (氏名又は名称) (連絡先)
4. 工事監理者 (氏名又は名称) (連絡先)
5. 住宅の名称(住戸の番号を含む)
6. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
指定住宅性能評価機関名			
機関指定番号			
評価員氏名	印		

一住宅に関する基本的な事項一

工事監理報告書、施工状況報告書及び目視又は計測等により確認したものである

事 項	内 容
住宅の階数	地上 [ 階] 地下 [ 階]
住宅の面積	建築面積 [ m <sup>2</sup> ] 延べ面積 [ m <sup>2</sup> ]
住宅の構造	[ 造] 一部 [ 造]

一必須項目（住棟）一

項 目	結 果				
1. 構造の安定に関する こと	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防 止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 3 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの）の 1.5 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの）の 1.25 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度			
	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 3 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの）の 1.5 倍の力に対して損傷を生じない程度 2 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの）の 1.25 倍の力に対して損傷を生じない程度 1 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度			
	1-3 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 2 極めて稀に（500 年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第 87 条に定めるものの 1.6 倍）の 1.2 倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の 1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度 1 極めて稀に（500 年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第 87 条に定めるものの 1.6 倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度			
	1-4 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 2 極めて稀に（500 年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第 86 条に定めるものの 1.4 倍）の 1.2 倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の 1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度 1 極めて稀に（500 年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第 86 条に定めるものの 1.4 倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度			
	□該当区域以外				
	1-5 地盤又は杭の許容 支持力等及びその設定 方法	地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 □地盤の許容応力度 [ kN/m <sup>2</sup> ] □杭の許容支持力 [ kN/本] 地盤調査方法等 [ ]			
	1-6 基礎の構造方法 及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 □直接基礎 構造方法 [ ] 形式 [ ] □杭基礎 杭種 [ ] 杭径 [ cm] 杭長 [ m]			
	2. 火災時の 安全に関する こと	2-5 耐火等級 (延焼のおそれの ある部分(開口部)) □該当なし	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ 3 火災を遮る時間が 60 分相当以上 2 火災を遮る時間が 20 分相当以上 1 その他		
		2-6 耐火等級 (延焼のおそれの ある部分(開口部以外)) □該当なし	延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火熱を遮る時間の長さ 4 火熱を遮る時間が 60 分相当以上 3 火熱を遮る時間が 45 分相当以上 2 火熱を遮る時間が 20 分相当以上 1 その他		
		3. 劣化の軽減に関する こと	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で 3 世代（おおむね 75～90 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で 2 世代（おおむね 50～60 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている	
			4. 維持管理 への配慮に 関すること	4-2 維持管理対策等 級 (共用配管)	共用の給排水管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易とするため必要な対策の程度 3 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている



項 目	結 果			
6 空気環境に関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策		
		<input type="checkbox"/> 製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する <input type="checkbox"/> 特定建材を使用する <input type="checkbox"/> その他の建材を使用する （結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。）		
	ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ		
	□該当なし（内装）	内装	天井裏等	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
	□該当なし（天井裏等）	3	3	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
		2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
		1	-	その他
	6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策		
	居室の換気対策	住宅の居室全体に必要な換気量が確保できる対策		
	<input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> その他 [                    ] <input type="checkbox"/> 便所 該当なし <input type="checkbox"/> 浴室 該当なし <input type="checkbox"/> 台所 該当なし	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策 便所： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし 浴室： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし 台所： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし		
7.光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合		
		単純開口率：[            ]%以上		
	7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率		
9.高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
	5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
	4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
	3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
	2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
	1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
	5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている		
	4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている		
	3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている		
2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている			
□該当なし	1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		



— 選択項目（各住戸（音環境に関すること）） —

項 目		結 果				
8.音環境に関すること	8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断する対策				
	重量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度				
		上階		下階		
		最高	最低	最高	最低	
		5	5	5	5	
		4	4	4	4	
		3	3	3	3	
	□該当なし(上階) □該当なし(下階)	2	2	2	2	
		1	1	1	1	
	相当スラブ厚（重量床衝撃音）	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ				
		上階	最高	□27cm以上 □20cm以上 □15cm以上 □11cm以上 □その他		
			最低	□27cm以上 □20cm以上 □15cm以上 □11cm以上 □その他		
		下階	最高	□27cm以上 □20cm以上 □15cm以上 □11cm以上 □その他		
	最低		□27cm以上 □20cm以上 □15cm以上 □11cm以上 □その他			
	□該当なし(上階) □該当なし(下階)					
8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断する対策					
軽量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度					
	上階		下階			
	最高	最低	最高	最低		
	5	5	5	5		
	4	4	4	4		
	3	3	3	3		
□該当なし(上階) □該当なし(下階)	2	2	2	2		
	1	1	1	1		
軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）の低減の程度					
	上階	最高	□30dB以上 □25dB以上 □20dB以上 □15dB以上 □その他			
		最低	□30dB以上 □25dB以上 □20dB以上 □15dB以上 □その他			
	下階	最高	□30dB以上 □25dB以上 □20dB以上 □15dB以上 □その他			
最低		□30dB以上 □25dB以上 □20dB以上 □15dB以上 □その他				
□該当なし(上階) □該当なし(下階)						
8-3 透過損失等級（界壁）	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度					
□該当なし	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格の $R_f$ -55 等級相当以上）が確保されている程度				
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格の $R_f$ -50 等級相当以上）が確保されている程度				
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格の $R_f$ -45 等級相当以上）が確保されている程度				
	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度				
8-4 透過損失等級（外壁開口部）	居室の外壁に設けられた開口部に方位別使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度					
□北 該当なし □東 該当なし □南 該当なし □西 該当なし	北	東	南	西		
	3	3	3	3		
	2	2	2	2		
	1	1	1	1		